

国立研究開発法人国立環境研究所旅費規程

平成13年	4月1日	平13規程第9号
平成18年	4月1日	一部改正
平成23年	3月31日	一部改正
平成26年	3月14日	一部改正
平成27年	4月1日	一部改正
令和2年	4月1日	一部改正
令和3年	1月27日	一部改正
令和3年	11月1日	一部改正
令和7年	6月17日	一部改正

第1章 総則

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の役員、職員、任期付職員及び契約職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者が、研究所の用務のため旅行する場合に支給する旅費に関し必要な基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （2）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （3）出張 役職員が研究所の用務のため一時在勤事務所（理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は役職員以外の者が研究所の用務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- （4）赴任 新たに採用された職員及び任期付職員並びに任命された役員が移転のため住所若しくは居所から在勤事務所に旅行し、又は転勤を命ぜられた役職員がその転勤に伴う移転のため旧在勤事務所から新在勤事務所に旅行することをいう。
- （5）帰住 役職員が退職し、又は死亡した場合において、その役職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （6）家族 内国旅行にあつては役職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては役職員の配偶者及び子で役職員と生計を一にするものをいう。
- （7）遺族 役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- （8）ユニット長 国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程 第17条第4項に規定する「ユニット長」をいう。

（旅費の支給）

第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 役職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- （1）役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退任、退職、又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員
- （2）役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

- (3) 役職員が出張又は赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員
- (4) 役職員が出張又は赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族
- (5) 役職員の配偶者又は子が第18条第1項第2号に規定する場合における外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員
- (6) 役職員が死亡した場合において、当該役職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 役職員以外の者が次の各号の一に該当する場合には旅費を支給する。

- (1) 研究所の依頼に応じ研究所の用務に従事するため旅行するとき。
- (2) 研究所の負担において旅行させる必要があるとき。

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の家族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には当該家族を含む。以下本条において同じ。）が第4条第1項に定める旅行命令等（第3号において同じ。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額又は支出を要する金額で次に掲げる金額を旅費として支給することができる。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条に掲げる各費用について、本規程により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について本規程により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

5 第1項から第3項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が定める事情により概算払を受けた旅費（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 役職員及び役職員以外の者の旅行に当たっては、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては用務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支払が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

（旅行の変更等）

第5条 旅行者は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められ

なかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして本規程で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、別紙様式1（必要に応じて様式2）の請求書に必要な書類を添えて、これを会計課長に提出しなければならない。この場合において必要な添附書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日の翌日から起算し2週間以内に旅費を精算しなければならない。
- 3 前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

第2節 交通費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、用務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（役員が旅行する場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（役員が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により役員以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、用務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（役員が旅行する場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（役員が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により役員以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、用務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が三以上に区分された航空機により役員が移動するとき及びユニット長が長時間にわたる移動として理事長が別に定めるものをするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
- (2) 外国旅行の場合であって、前号以外の者が長時間にわたる移動として理事長が別に定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第12条 その他交通費は、自動車等を利用したと認められる場合で、必要に応じ現に支払った額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合に支給する額については、理事長が別に定める。

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、旅行中の夜数及び宿泊地の区分に応じ1夜当たりの定額（以下「宿泊費定額」という。）により支給し、その額は理事長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として次の各号に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

- (1) 内国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費定額を超える場合であって、旅行命令権者が次のイ又はロに該当すると認めるとき。
 - イ 国際会議において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

ロ 用務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(2) 外国の宿泊にあっては、現に支払った費用の額が宿泊費定額を超える場合であって、旅行命令権者が次のイからハのいずれかに該当すると認めるとき。

イ 国際会議（これに準ずるものを含む。）において外国政府、国際機関その他国際会議の主催者又は日本国政府から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

ロ 用務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

ハ 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(3) 前2号のほか、次に掲げる旅行のうち理事長が指定するものをするとき

イ 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のために旅行

ロ 本号イに掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする役職員の出張

3 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費定額の合計額を上限として、現に支払った額を支給する。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、理事長が別に定める一夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、本規程により支給される包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の二の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の一の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、理事長が別に定める一夜当たりの定額とする。ただし、本規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の三分の一の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第4節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次の各号の方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車等を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、本規程により他の種目として支給を受ける費用その他の支給が適当でない費用として理事長が定めるものを除くものとする。

3 役職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費(第13条第1項の規定にかかわらず、宿泊費定額を上限とし、現に支払った額とする。)及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号において同じ。)を役職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を役職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における役職員の新居住地)に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族を役職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を役職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における役職員の新居住地)に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号ロ又は第2号ロに規定する期間を延長することができる。

第5節 その他の種目

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、次に掲げる費用(用務のため特に必要とするものに限る。)の額とする。

(1) 予防接種に係る費用

(2) 旅券の交付手数料

(3) 査証手数料

(4) 外貨交換手数料

(5) 入出国税

(6) 保険料

(7) 医薬品の購入に係る費用

(8) 携行品の購入に係る費用

(9) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

(10) 第1号から第5号に規定する費用に類する又は付随する費用

(11) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして理事長が定める費用

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、役職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第4号又は第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、理事長が別に定める定額とする。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

イ 役職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務相当の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

ロ 役職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務相当の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 役職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合において、第3条第2項第3号の規定により旅費を支給するときは、出張の例に準じ、退職等となる前の職務相当の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

(3) 前号の規定に該当する場合を除くほか、役職員が外国旅行中において退職等となった場合において第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、前号の規定に準じて理事長が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった役職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 理事長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第4号から第6号の規定により支給する旅費は、死亡手当のほか、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

イ 役職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 役職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、役職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

イ 出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 役職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、役職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(3) 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、役職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(4) 第3条第2項第6号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項第1号、第2号及び第4号に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順序による。ただし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(本邦通過の場合の旅費)

第23条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

(宿泊費定額の変更)

第24条 一日の旅行において宿泊費(家族移転費のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊費を支給する。

(年度等の経過区分)

第25条 旅行中における年度の経過、役職員の別の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費(家族移転費のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、年度の経過、役職員の別の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(通勤手当との調整)

第26条 役職員が研究所から通勤手当の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当の区間が含まれ、認定された通勤方法と同一の方法で移動するときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤事務所等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第27条 在勤事務所(常時勤務する在勤事務所のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。)又は旅行地(以下この項において「在勤事務所等」という。)以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤事務所等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤事務所等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤事務所以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤事務所以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤事務所に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(役職員以外の者の旅費)

第28条 役職員以外の者が研究所の依頼により旅行する場合における旅費の支給については、この規程に基づくもののほか、次の各号に規定する額による。

- (1) 当該役職員以外の者が国家公務員、地方公共団体及び団体、会社に所属する職員であって、この規程によりがたい場合には、その者について定められた旅費の額
- (2) 当該役職員以外の者が前号以外の者であるときは、その者の学識経験及び社会的地位等を考慮して理事長が定める旅費の額

(旅費の支給額の上限)

第29条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第30条 理事長は、旅行者がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合、及びこの規程に規定する旅費を支払うことが不相当と認められる場合には、旅費を調整することができる。

(旅費の返納)

第31条 旅行者が本規程に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納しなければならない。

(実施細則)

第32条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成13年4月1日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

改正附則(平成18年4月1日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則(平成23年3月31日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則(平成26年3月14日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

改正附則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正附則(令和2年4月1日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

改正附則(令和3年1月27日)

この規程は、令和3年1月27日から施行する。

改正附則(令和3年11月1日)

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

改正附則(令和7年6月17日)

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

旅 費 概 算 請 求 書

申請No.

支出官等		請求者		所属部局課 (又は所属団体)		役職 (又は職業)		職務の級		氏 名		旅行命令権者確認													
会 計 課 長 殿								級				印													
概 算 額		精 算 額		追 給 額		返 納 額																			
円		円		円		円																			
年月日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	用務地	鉄 道 賃					船 賃				航空賃	その他の交通費		宿泊手当		宿 泊 費		包括宿泊費			
						路程	運賃	急行料金	特別車 両料金 その他	計	路程	運賃	特別船 室料金	寝台料金 そ の 他		計	路程	実費額	夜 数	定額	夜 数	定額	夜 数	実費額	
合 計						km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	- km	円	日	円	夜	円	夜	円	
請求日						特 記 事 項																			
渡航雑費								円																	
赴任手当計								円																	
キャンセル料								円																	

